

第 16 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 16 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の
一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成
12 年足立区条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関
する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 8 条及び第 11 条」を「
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和
46 年法律第 77 号）第 3 条及び第 6 条」に改める。

付 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。